平成３０年度　第３回　福岡市地域公共交通会議

日　時：平成３１年２月８日（金）１３時３０分～
会　場：福岡市役所本庁舎　15 階　1507 会議室

会　議　次　第

１　開　　会

２　議　　題

１）早良区大字西地区乗合タクシーの運行内容見直しについて　議題 1

２）板屋脇山線乗合タクシーの運行内容見直しについて　議題２

３　閉　　会

平成３０年度　福岡市地域公共交通会議　委員等名簿

五十音順

所　　属	氏　　名	備考
福岡市自治協議会等７区会長会 代表	石橋（いしばし）　雄一（ゆういち）	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	井手（いで）　真紀子（まきこ）	
九州運輸局 福岡運輸支局長	坂本（さかもと）　正弘（まさひろ）	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	中川原（なかがわら）　達也（たつや）	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	東（ひがし）　欣哉（きんや）	
一般社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	森川（もりかわ）　直行（なおゆき）	
安川タクシー株式会社 代表取締役	安川（やすかわ）　哲史（てつじ）	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	山本（やまもと）　義美（よしみ）	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	橋本（はしもと）　佳明（よしあき）	会長

事務局

所　　属	氏　　名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	竹下（たけした）　和宏（かずひろ）	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	吉岡（よしおか）　麻子（あさこ）	

平成３０年度 第３回 福岡市地域公共交通会議　座席表

日時：平成３１年２月８日（金）１３時３０分から
会場：福岡市役所本庁舎　１５階　１５０７会議室

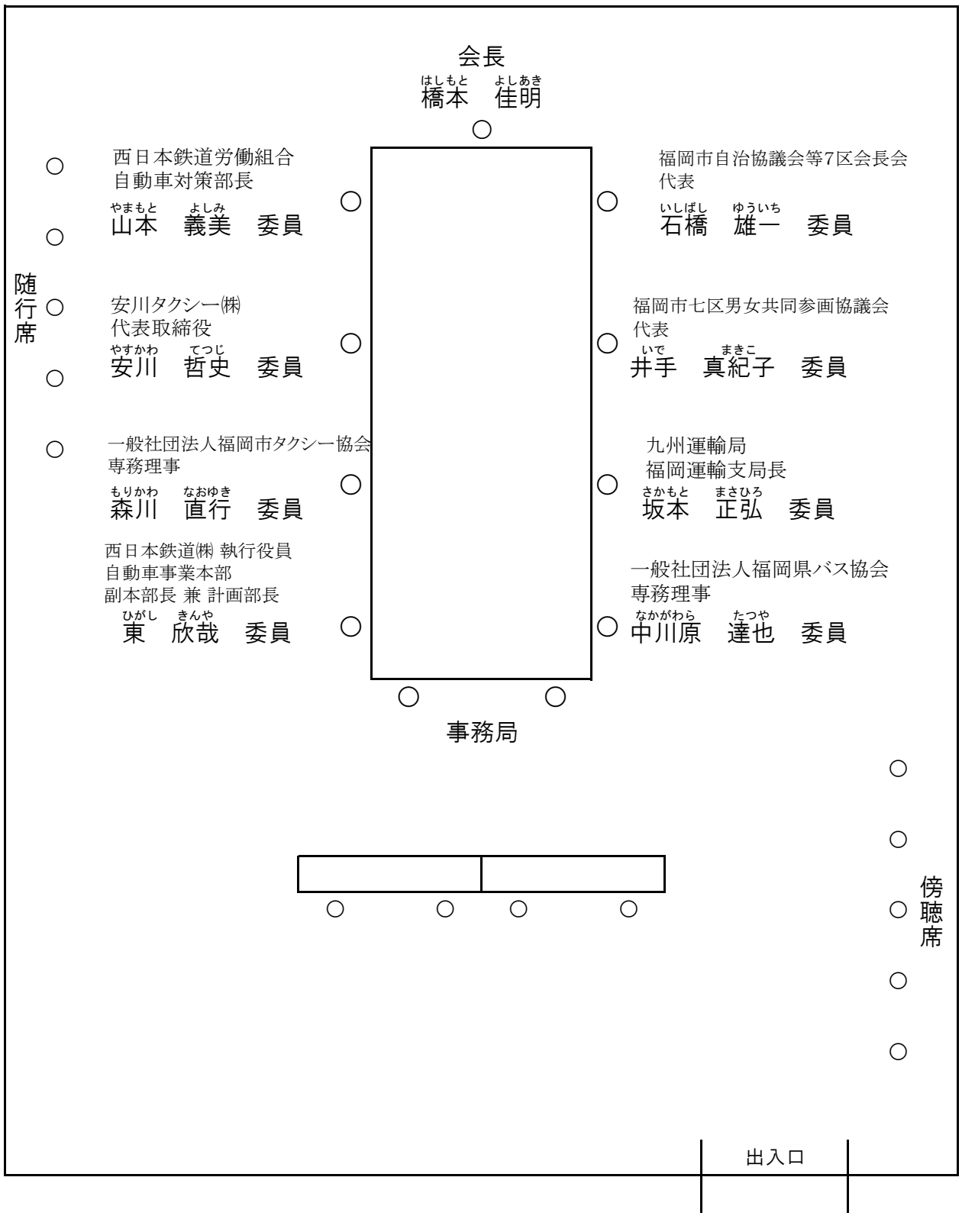

今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では，条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び，道路運送法に基づく協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第３章　福岡市地域公共交通会議

第 12 条　この条例の適正な運用を図るため，福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

２　交通会議は，次に掲げる事項について，調査，協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前２号に掲げるもののほか，市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

３　交通会議は，道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし，前項の事務のほか，同法に定められた協議を行う。

４　交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

議題１
議題２

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項　一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意 しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三　地域公共交通会議 は、次に掲げる者により構成するものとする。

一　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二　一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三　住民又は旅客

四　地方運輸局長

五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

２　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ　道路管理者

ロ　都道府県警察

二　学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は，地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項，市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項，その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし，地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■早良区大字西地区乗合タクシーの運行内容見直しについて

１．概要

早良区南部地域で運行されている脇山支線は，平成２１年３月に運行事業者から廃止の申し出があり，これに伴って飯場，曲渕，石釜，西，椎原の各地区で公共交通空白地となることから，平成２２年４月より，福岡市の運行経費補助による代替交通の確保が行われている。近年，利用者が減少する傾向にあったことから，地域のご意見や利用実態を踏まえ，平成３０年３月に運行内容の見直しを行い，大字西地区に予約型乗合タクシーを導入している。

＜地区の現状＞

○脇山支線沿線地域

人口　13,124 名　　世帯数　5,739 世帯　　[脇山，内野, 曲渕, 早良, 入部校区の一部の値]

高齢化率　32.8%　（福岡市全体 21.8%）　（平成３０年９月末現在住民基本台帳による）

○大字西地区乗合タクシー沿線地域

人口　　約 300 名　　世帯数　約 140 世帯　[大字西の一部の値]

高齢化率　41.7%　（平成３０年９月末現在住民基本台帳による）

＜位置図＞

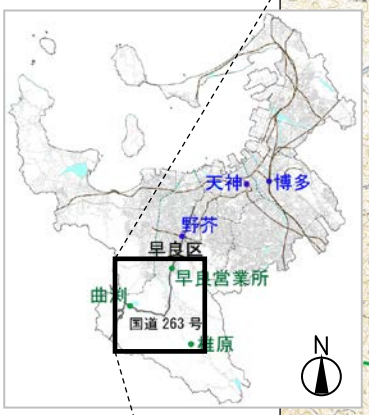

＜路線図＞

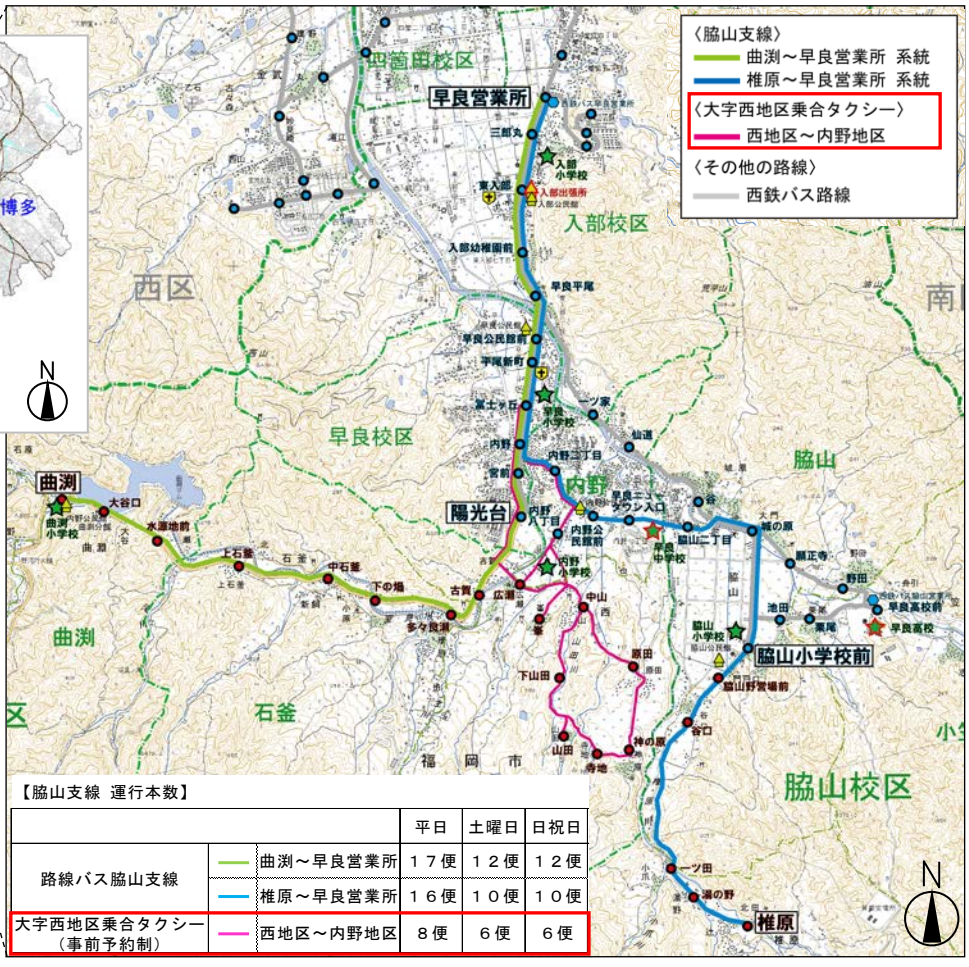

【脇山支線 運行本数】

			平日	土曜日	日祝日
路線バス脇山支線		曲渕～早良営業所	１７便	１２便	１２便
		椎原～早良営業所	１６便	１０便	１０便
大字西地区乗合タクシー（事前予約制）		西地区～内野地区	８便	６便	６便

■早良区大字西地区乗合タクシーの運行内容見直しについて

2．運行内容

○運行事業者　飯倉タクシー株式会社
○運行の区域　早良区大字西地区～内野地区
○運行車両　小型タクシー5人乗り
（運転手含む）

○利用方法　事前予約制
○運行本数　平日８便，土日祝日６便
○運賃　全区間250円／人・回
（小児，障がい者130円）

3．利用状況

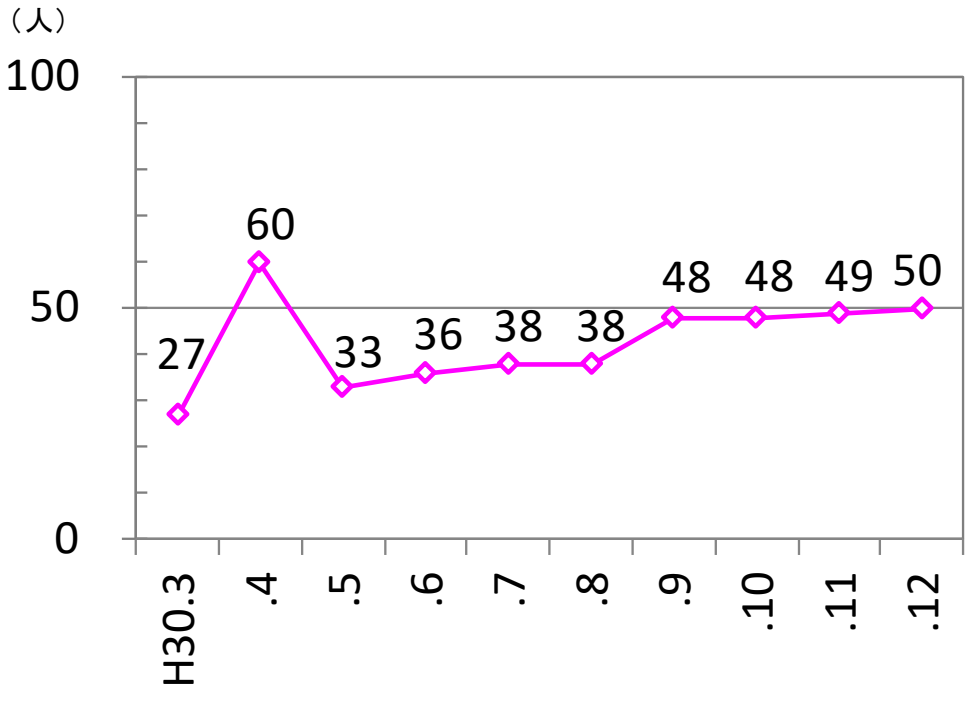

※H30.3.17～運行開始

■早良区大字西地区乗合タクシーの運行内容見直しについて

４．運行時刻の変更

○地域ニーズに応じて，平日における運行時刻の変更を行うもの。

＜平日（変更後）＞

便	西地区 出発	内野地区 出発
1便	7:00	11:00
2便	8:00	13:00
3便	10:00	15:00
4便	16:00	17:00

＜平日（変更前）＞

便	西地区 出発	内野地区 出発
1便	7:00	11:00
2便	9:00	15:00
3便	10:00	17:00
4便	16:00	21:00

＜参考：土日祝＞

便	西地区 出発	内野地区 出発
1便	―	11:00
2便	9:00	15:00
3便	10:00	17:00
4便	16:00	―

＜参考：時間帯別利用者＞

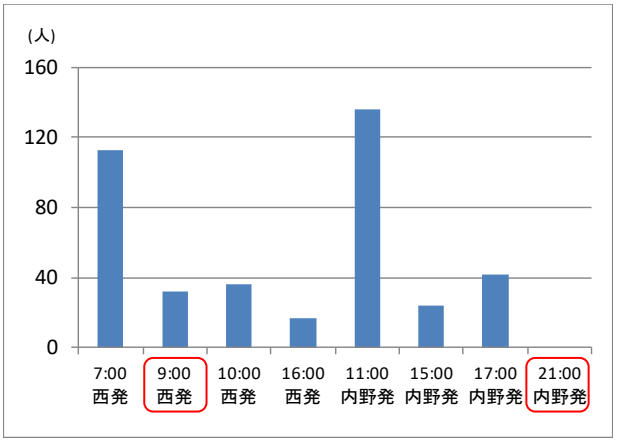

※平成 30 年 4 月～12 月実績

○ダイヤ改正日

２０１９年４月１日（予定）

５．地域との協議状況

○今回の運行ダイヤの改正については，地域，交通事業者，福岡市で構成される早良区南部地域バス連絡協議会及び沿線地域（大字西地区）の合意が得られている。

６．議決事項

○運行時刻の変更

今後，運行時刻のみ変更を行う場合は，早良区南部地域バス連絡協議会及び沿線地域（大字西地区）にて，合意の上，交通事業者が福岡運輸支局に届出を行い，事務局より結果について，地域公共交通会議にて報告する。

■板屋脇山線乗合タクシーの運行内容見直しについて

１．路線概要について

＜運行経緯＞

○平成２０年３月末に西日本鉄道(株)が那珂川支線（板屋～佐賀橋～市ノ瀬）を廃止。
○早良区板屋地区が公共交通空白地となることから，平成２０年４月に乗合タクシーによる代替交通を確保。（週３回）経費と収入の差額を市が補助。
○平成２０年８月に事前予約制を導入。平成２７年４月より毎日運行（事前予約制）
○平成３０年７月豪雨により，板屋峠（県道入部中原停車場線）が被災，通行止めとなったことから，道路運送法第十七条（天災時の特例）を適用し，那珂川方面からの迂回ルートにより，運行を８月に再開している。

＜運行内容＞

○運 行 事 業 者：飯倉タクシー㈱
○運 行 区 間：板屋ふるさと館前～脇山小学校前
（約 12km，約 30 分，※平成 30 年 8 月以降：約 24km，約 50 分）
○車両・乗務員：小型タクシー1 台・乗務員１人
○運　　賃：大人 500 円，小児（小学生）250 円，障がい者 250 円
○運 行 本 数：全日 2.0 往復（事前予約制）
○利 用 者 数：54 人/年（H29 実績），補助額 155 千円（H29 実績）

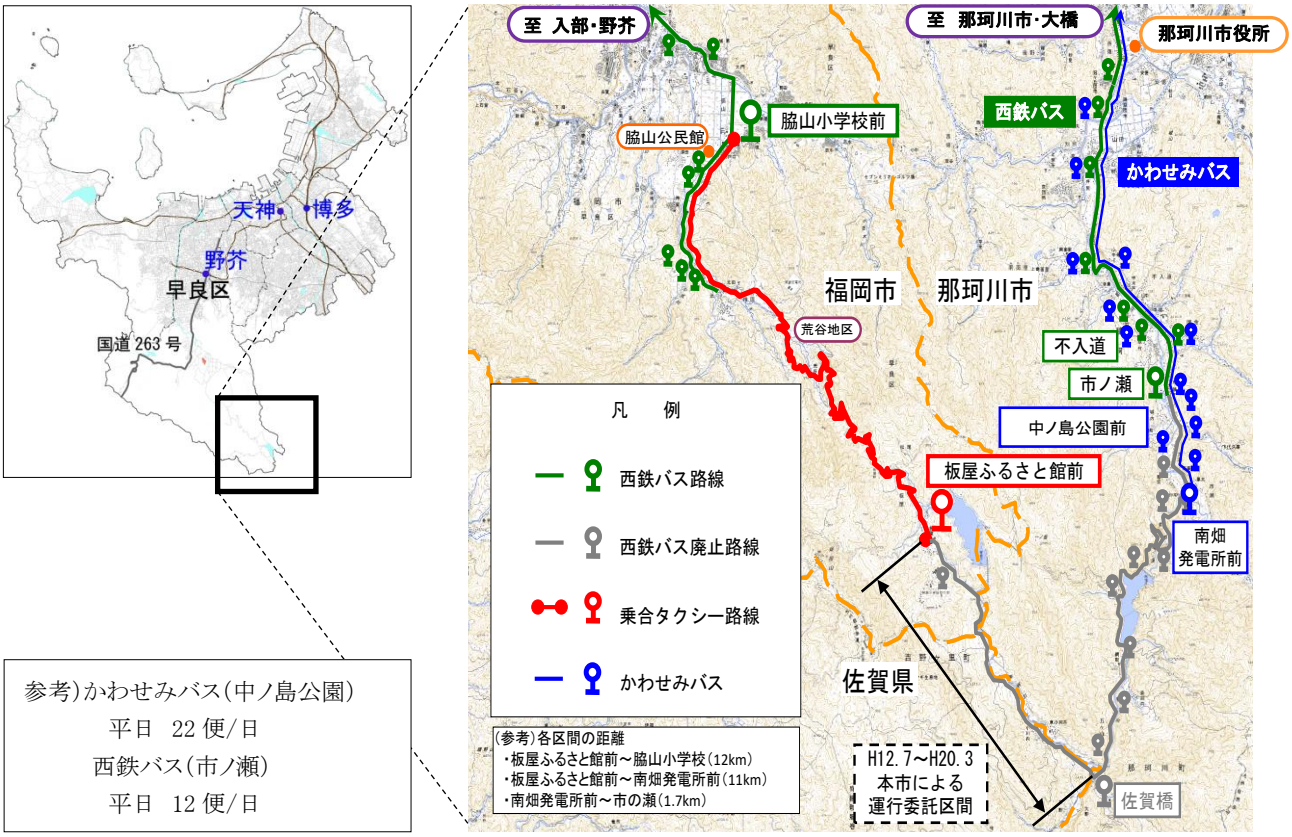

沿線人口（大字板屋）　人口：20 人　世帯数：11 世帯　高齢化率：約 65.0%
※別途，社会福祉施設 56 人　（平成 27 年国勢調査より）

■板屋脇山線乗合タクシーの運行内容見直しについて

（参考）平成30年７月豪雨における道路被災による代替運行について
（平成30年10月24日地域公共交通会議にて合意）

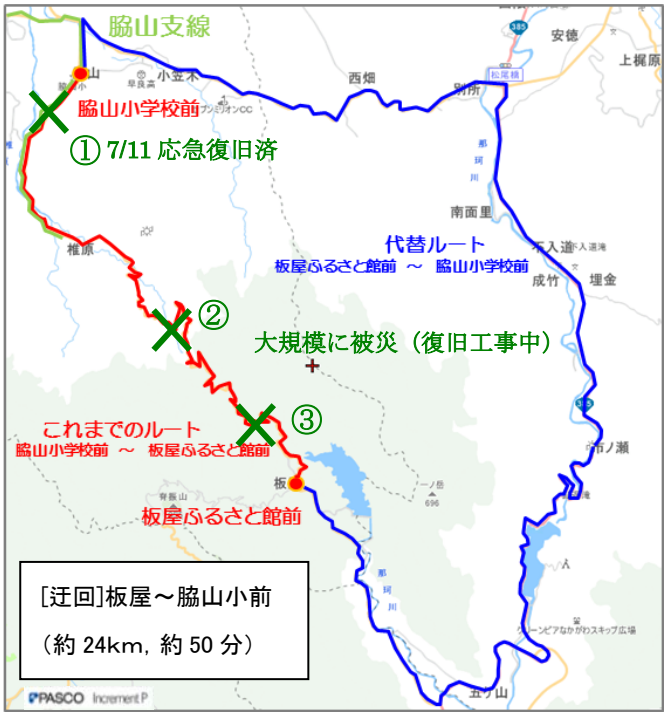

② （12･13 カーブ）

③ （24･25 カーブ）

※現在，復旧工事中

＜利用状況推移＞

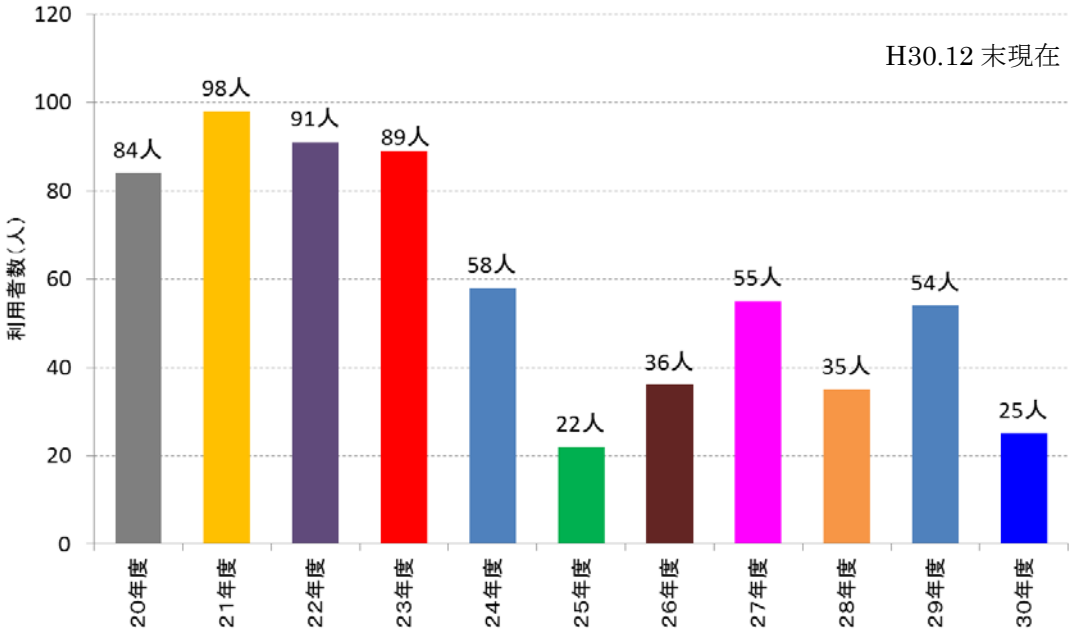

■板屋脇山線乗合タクシーの運行内容見直しについて

２．運行内容の見直しについて

（１）運行内容見直しの方向性

・地域のニーズを踏まえ，脇山方面（板屋～脇山小：約１２km，約３０分）と那珂川方面（板屋～中ノ島公園：約１３km，約２０分）の２系統とする。（事前予約制）

・那珂川方面については，交通結節点であり物販施設等が併設する中ノ島公園前バス停付近までとする。

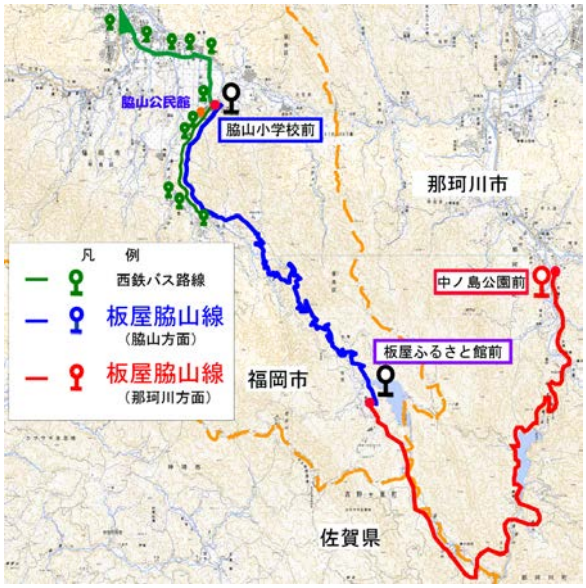

【中ノ島公園】

【参考】かわせみの里（中ノ島公園）
営業時間：午前８時３０分から午後５時まで
（４月～９月は午後６時まで営業）
店休日：毎週月曜日，祝日の場合は翌火曜日
（４月～１１月は無休営業）

（２）運行内容

運行区間：①脇山方面
週５回（月・火・水・金・土）板屋ふるさと館前～脇山小学校前
②那珂川方面
週２回（木・日）　板屋ふるさと館前～中ノ島公園前

運　　賃：脇山，那珂川方面　大人 500 円　小人，障がい者 250 円（現行どおり）

運行時刻：※事前予約のあった便のみ運行

脇山方面（月・火・水・金・土）

月・火・水・金曜　（板屋　⇒　脇山小前）
9:20 発　→　9:50 着
13:50 発　→　14:20 着
（脇山小　⇒　板屋）
12:40 発　→　13:10 着
16:40 発　→　17:10 着

土曜（板屋　⇒　脇山小前）
9:10 発　→　9:40 着
13:40 発　→　14:10 着
（脇山小　⇒　板屋）
12:40 発　→　13:10 着
16:40 発　→　17:10 着

■板屋脇山線乗合タクシーの運行内容見直しについて

那珂川方面（木・日）

木曜　（板屋　⇒　中ノ島公園前）	日曜　（板屋　⇒　中ノ島公園前）
9:20 発　→　9:40 着	9:20 発　→　9:40 着
12:40 発　→　13:00 着	12:30 発　→　12:50 着
（中ノ島公園前　⇒　板屋）	（中ノ島公園前　⇒　板屋）
10:10 発　→　10:30 着	10:10 発　→　10:30 着
13:30 発　→　13:50 着	13:20 発　→　13:40 着

（３）運行開始（予定）

・2019 年４月を予定（道路復旧後）

（４）協議状況

・運行内容の見直しについては，地域，交通事業者，福岡市で構成される「板屋脇山線乗合タクシー連絡協議会」（平成 31 年 1 月 24 日開催）にて，合意が得られている。

３．議決事項

①路線不定期運行
②運賃申請：届出運賃
③使用車両：小型タクシー車両を使用
④車両併用：事業者のタクシーを使用し，一般タクシーと併用
⑤処理期間の短縮
⑥運行時刻

今後，運行時刻のみ変更を行う場合は，「板屋脇山線乗合タクシー連絡協議会」にて，合意の上，交通事業者が福岡運輸支局に届出を行い，事務局より結果について，地域公共交通会議にて報告する。

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

①路線不定期運行の実施に係る弾力化
→協議を調えることにより，運行の実施が可能。
②運賃申請（運賃・料金の設定，変更に係る手続きの簡素化）
→協議を調えることにより，運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。
③使用車両（使用する車両の弾力化）
→協議を調えることにより，乗車定員 11 人未満の車両で運行することが可能。
④車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）
→協議を整えることにより，他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し，一般タクシーと併用）することが可能。
⑤処理期間の短縮
→協議を調えることにより，路線の延長，停留所の新設に係る処理期間が短縮。

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日
規則第135号
改正　平成24年８月16日規則第112号
平成26年３月31日規則第89号
平成28年３月28日規則第43号

（趣旨）

第１条　この規則は，公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第４項の規定に基づき，福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（交通会議の組織）

第２条　交通会議は，会長及び委員19人以内で組織する。

（会長）

第３条　会長は，住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

２　会長は，会務を総理し，交通会議を代表する。

３　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

（委員）

第４条　委員は，道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第９条の３に規定するところにより，市長が任命する。

２　委員の任期は，３年とする。ただし，任期中であってもその本来の職を離れたとき等は，委員の職を失うものとする。

３　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員は，再任されることができる。

（臨時委員）

第５条　前条の規定による委員のほか，特別の事項について調査，協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは，交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は，市長が任命する。

３　臨時委員は，当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは，解任されるものとする。

（交通会議の運営）

第６条　交通会議の会議は，条例第９条第２項の規定により，市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに，会長が招集する。

２　会長は，会議の議長となり，議事を司会する。

３　交通会議は，委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

４　交通会議の議事は，出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（幹事会）

第７条　会長が必要と認めるときは，道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の委員は，次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1)　本市の住民

(2)　関係事業者の職員

(3)　本市の職員

(4)　その他幹事会の運営上必要と認められる者

（交通会議の庶務）

第８条　交通会議の庶務は，住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

（平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正）

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか，交通会議の運営に関して必要な事項は，会長が交通会議に諮って定める。

附　則

この規則は，平成22年12月28日から施行する。

附　則（平成24年８月16日規則第112号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第89号）

この規則は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月28日規則第43号）

この規則は，平成28年４月１日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第９条の規定に基づき，福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第２条　会長は，規則第６条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は，会議の日時，場所，案件等をあらかじめ，委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第３条　交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は，これを認めない。ただし，道路運送法施行規則第９条の３第４号に規定する委員にあっては，会長の許可を得て，当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第４条　福岡市地域公共交通会議規則第６条第２項に規定する議長（以下「議長」という。）は，交通会議の会議を主宰し，議事を進行する。

２　議長は，議事について，必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。

３　議長は，会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第５条　交通会議の会議は，原則公開とし，傍聴することができる。ただし，議長は，必要があると判断したときは，会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

２　傍聴人は，静穏に傍聴する等，傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

３　議長は，会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり，かつ，傍聴人が前項の指示に従わないときは，退室を求めることができる。

（会議録）

第６条　会長は，交通会議の会議録を作成し，住宅都市局にて保管させるものとする。

２　会議録は，交通会議における議事の内容を文書により記録する。

３　会議録は，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第３号）第７条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第７条　次に掲げる事項について，会長は，必要と認めるときに，書面により委員の賛否を求め，その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

（１）運行時刻の変更

（２） 運行回数を増加する変更
（３） 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
（４） 前３号に掲げるもののほか，会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの

２　前項に規定する場合においては，第３条の規定にかかわらず，委員及び臨時委員の代理は，これを認めない。

３　第１項の規定にかかわらず，委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ，交通会議の議決とすることができない。

４　規則第６条第４項の規定は，第１項の議決について準用する。この場合において，規則第６条第４項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と，「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

５　第１項に規定する議決をおこなった場合，会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに，次回の会議において報告するものとする。

附　則

この要綱は，平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は，平成25年 7月 4日から施行する。